

**EPNに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の
募集結果について**

1. 実施期間 平成28年11月16日～平成28年12月15日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】 文字数制限のため5分割して投稿します。 (意見1) 厚労省が設定した現行のEPNの食品別残留基準の資料では、TMDI総量は、国民平均61.9、幼小児35.0、妊婦61.4、高齢者55.7μg/人/日であるが、それぞれの対ADI比は、国民平均82.9、幼小児158.4、妊婦78.9、高齢者73.4%と危険レベルにあり、特に、小麦と魚介類の総TMDIへの寄与率が高い。残留基準をもつと、低くするよう同省に申し入れられたい。</p> <p>[理由] 1、厚労省の残留基準は、()に示した貴委員会の農薬評価書にある作物残留試験の最大残留値に比べ高すぎる。</p> <p>小麦 0.2ppm (0.023ppm) かんしょ 0.05 (0.009ppm) キャベツ 0.1 (0.022ppm) カリフラワー 0.02 (<0.005ppm) ブロッコリー 0.1 (<0.005ppm) ねぎ(リーキを含む) 0.1 (0.021ppm)</p>	<p>【回答1】</p> <p>(意見1について) 食品安全委員会は、今回設定した一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。 今後、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、厚生労働省において必要に応じて残留基準値の検討がなされ、その際に長期及び短期摂取量の推定も行われるものと考えられます。なお、長期の推定摂取量については、表12に示されています。ご指摘いただいた事項については厚生労働省に情報提供いたします。</p>

かぼちや（スカッシュを含む） 0.2
(0.024ppm)
すいか 0.02 (<0.004ppm)
メロン類果実 0.02 (<0.003ppm)
しようが 0.1 (0.006ppm)
魚介類 0.3 (実測データなく、水産 PEC
と鯉の BCF からの推定)

2、農薬評価書には、長期及び短期推定摂取量も示されていない。

(意見 2)

ARfD を 0.0066 mg/kg 体重することに反対である。発達神経毒性などを公表し、再考すべきである。

[理由]

- 1、アメリカや EU では、神経毒性の強いEPNは、登録されておらず、ADI や ARfD は設定されていない。農薬評価書には、その理由について記載がされていない。
2. ラットの単回経口投与試験の結果では、最大無作用量が不明で、最小毒性量 2mg/kg 体重を評価し、安全係数は、300 が採用されている。その根拠となる試験については、p 42 の表 35 「単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等」には、急性毒性毒性試験のエンドポイントが記載されているが、データの詳細は不明である。
- 3、ラットの発達神経毒性試験は、7 行の記述しかなく、データも示されず、『無毒性量は母動物及び胎児で 1.4 mg/kg 体重/日であると考えられた。発達神経毒性は認められなかった。』とされているだけで、根拠となる参考 48 の「ラットにおける発達神経毒性試験」は未公表で、データの詳細は不明である。
4. EPN は、急性毒性が強く、毒劇法では、毒物に指定されている有機リン剤で、使用禁止にすべき農薬である。

(意見 2について)

食品安全委員会農薬専門調査会幹事会で審議された剤のうち、公開で審議された農薬の審議資料（農薬抄録等）は食品安全委員会農薬専門調査会幹事会終了後に食品安全委員会事務局内において閲覧可能となっており、EPNについても閲覧できます。

なお、当該審議資料について、公にすることにより試験成績所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある部分については、非公開としております。

EPN の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等について表 35 に記載しており、これらの無毒性量又は最小毒性量のうち最小値である、ラットを用いた急性神経毒性試験 [8. (2)] の最小毒性量 2 mg/kg 体重を根拠に、ARfD を設定しました。設定に当たっては、2 mg/kg 体重投与群で軽度の立毛及び活動低下が認められ、無毒性量が得られなかつたため、追加の係数 3 を加えて安全係数 300 とし、ARfD を 0.0066 mg/kg 体重としました。

ラットを用いた発達神経毒性試験 [12. (4)] では、4.0 mg/kg 体重/日投与群の母動物で振戦及び体重増加抑制、同投与群の児動物で体重増加抑制が認められましたが、いずれも単回投与による影響ではないと判断しました。また、児

	<p>動物で認められた所見は体重増加抑制のみであったため、本剤に発達神経毒性は認められないものと判断しました。</p>
(意見 3)	<p>(意見 3について)</p> <p>いただいた文献情報等について、食品安全委員会は、記載されている内容とEPN の摂取との直接的な関連が不明確であり、食品健康影響評価に用いることは困難と判断しました。</p>
<p>アセチルコリンエステラーゼ活性に影響を与える他の有機リン剤による複合作用も毒性評価にとりいれるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、有機リン剤やその代謝物は、日常的にヒトの尿中に検出されている。</p> <p>[参考文献]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省のパンフ「日本人における化学物質のばく露量について」(2013-15) ・Jun Ueyama et al.:Environ Sci Technol : Vol. 49 (24) :14522 (2015) ・Aya Osaka et al.:Environmental Research Vol. 147, p-89 (2016) <p>2、貴委員会は 2011 年 3 月に「ヒトの発達障害と農薬に関する情報収集調査」結果を公表し、その中で、有機リン系農薬と発達障害に関する疫学調査等の論文が紹介されている。</p>	<p>また、「ヒトの発達障害と農薬に関する情報収集調査」につきましては、有機リン系、カーバメート系、ネオニコチノイド系、ピレストロイド系の 4 系統の農薬を対象に最新の知見を得ることを目的として情報収集を行ったものです。</p> <p>複合影響については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものではなく、基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えております。複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHO では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 100 倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されている ② 相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組み合わせは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はないとされています。

※頂いたものをそのまま掲載しています。